

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 4 月 24 日（金）、第 10 回の委員会が開かれました。

- 1 ①年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 34 号）  
②年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案（岡本充功君外 5 名提出、衆法第 7 号）  
・両案及び①に対する修正案について、加藤厚生労働大臣、遠山財務副大臣、稲津厚生労働副大臣、小島厚生労働大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに提出者岡本充功君（立国社）、西村智奈美君（立国社）、中島克仁君（立国社）及び修正案提出者岡本充功君（立国社）、西村智奈美君（立国社）並びに参考人に対し質疑を行いました。  
（参考人）独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君  
（質疑者）上野宏史君（自民）、高木美智代君（公明）、小川淳也君（立国社）、稲富修二君（立国社）、白石洋一君（立国社）、宮本徹君（共産）、藤田文武君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 上野宏史君（自民）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
  - ア 旅館・ホテル業や飲食業への影響についての厚生労働省の認識
  - イ 雇用調整助成金の周知及び拡充を行う必要性
  - ウ 社会保険料の事業主負担分の猶予及び免除についての対応方針
- (2) 被用者保険の適用拡大関係
  - ア 中小・小規模事業者の負担への配慮のための取組内容
  - イ 複数の事業所で就労する者への適用についての議論の経緯
- (3) 年金受給者にとっての制度の中立性を踏まえた受給開始時期の選択肢の拡大の趣旨及び今後の運用方針

## 高木美智代君（公明）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
  - ア PCR検査の保険適用関係
    - a 4月21日の厚生労働大臣会見における医師が判断したものについては保険適用となる旨の発言の真意
    - b 医師が判断したものについて幅広く保険適用とする必要性
    - c 試薬の確保に取り組む必要性
  - イ 妊婦のPCR検査関係
    - a 里帰り出産の場合でも医師の判断で実施できるようにする必要性
    - b 通常分娩の場合でもPCR検査の費用を自己負担なしとする必要性
  - ウ 軽症者は自宅療養ではなく宿泊療養を原則とすることを明確にする必要性
  - エ 収入減に応じて国民年金保険料の免除を可能とする措置を講ずる必要性
- (2) 年金生活者支援給付金関係
  - ア 支給要件に該当する者に対する請求件数の割合
  - イ 内閣提出法律案における請求漏れの防止措置の内容

## 小川淳也君（立国社）

- (1) 厚生労働委員会の運営関係
  - ア 年金関係の法案審議にもかかわらず質問が新型コロナウイルス感染症対策に集中していることに対する厚生労働大臣の所見
  - イ 内閣提出法律案提出者としての委員会審議への対応の在り方
  - ウ 新型コロナウイルス感染症対策が喫緊の課題となる中で年金関係の法案審議を行うことに対する衆法提出者の見解
  - エ 厚生労働委員会において万一感染拡大が起こった場合の責任の所在
- (2) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
  - ア 早期に入院治療していれば救えた命があった可能性
  - イ 警察が変死などとして取り扱った遺体に対するPCR検査の実施件数及び陽性件数
  - ウ 厚生労働省が公表している死者数に死亡後の感染が判明した件数が含まれていることの確認
  - エ 検査数を必要以上に絞ったために政府の対応が後手に回ったとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
  - オ 独立行政法人地域医療機能推進機構所管の57病院における新型コロナウイルス感染症対策の内容
  - カ 地域医療構想の再検証要請により独立行政法人地域医療機能推進機構所管の57病院が受けた影響の有無
  - キ 7都府県への緊急事態宣言の発令に当たり基本的対処方針等諮問委員会の開催の連絡が尾身参考人へあった日時
  - ク 緊急事態宣言の全国への拡大に当たり基本的対処方針等諮問委員会の開催の連絡が尾身参考人へあった日時
- (3) 両法律案及び修正案関係
  - ア 内閣提出法律案及び修正案における被用者保険の適用拡大と中小企業支援の両立に関する対応内容
  - イ 内閣提出法律案及び衆法におけるマクロ経済スライド発動による年金給付水準低下に伴う低年金者支援に関する対応内容

#### 稲富修二君（立国社）

- (1) 両法律案及び修正案関係
  - ア 基礎年金の平均月額及び当該金額の妥当性
  - イ 修正案において基礎年金の給付水準を確保する方策
  - ウ 修正案による被用者保険の適用拡大に伴う事業者への具体的な支援内容
  - エ 在職老齢年金制度の見直しによる就労を促す効果についての分析内容及び給付増により他の年金受給者の給付が減額される可能性の有無
  - オ 衆法において年金積立金の資産に占める株式の構成割合に係る問題意識及びその構成割合を法定化する意義
- (2) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
  - ア 雇用調整助成金の特例措置関係
    - a バンフレットにおいて上限額を明記する必要性
    - b 上限額の変更には法改正を要しないことの確認
    - c 上限額の設定は失業等給付に係る基本手当日額の最高額とは切り分けて考える必要性
    - d 早期支給に向けた環境づくりに対する厚生労働大臣の決意
  - イ 事業主が社会保険料の猶予を受けている場合には被用者からの徴収を猶予する必要性
  - ウ 小学校休業等対応助成金・支援金関係
    - a 支給決定件数が少ない理由及び対策

- b 企業が助成金の活用よりも年次有給休暇の取得を優先させようとするものの妥当性
- エ 住宅確保給付金関係
  - a 支給対象者の具体的な要件
  - b 補正予算の予算額が少ないことに対する懸念
  - c 同給付金及び緊急小口資金については大型連休中においても申請の受付を実施する必要性

**白石洋一君（立国社）**

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
  - ア 民事再生法の適用を申請した企業が生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を利用できない現状についての財務省の認識
  - イ 民事再生手続上の再生計画案の作成において政府系金融機関による助言機能を強化する必要性
  - ウ 政府系金融機関は医療・介護・福祉や流通・物流に係る企業等を優先的に支援すべきとの意見に対する財務省の見解
  - エ 民事再生法の適用を申請した企業に対する融資制度を周知徹底する必要性及び幅広い分野の企業を特別貸付の対象とする必要性
- (2) 両法律案関係
  - ア 基礎年金と報酬比例部分とでマクロ経済スライドの調整期間に差が生じる理由
  - イ 国庫負担による一時金の投入により基礎年金の調整期間を短縮すべきとの意見に対する厚生労働省の見解
  - ウ 概ね100年間の財政均衡期間の終了時に1年分の給付金額を残す理由
  - エ 基礎年金と報酬比例部分の調整期間を等しくするために必要な金額及び財政均衡期間の終了時に1年分の給付金額を残さないこととした場合に短縮される調整期間について試算する必要性
  - オ マクロ経済スライドを適用すると将来の基礎年金額が3割低下する事実を認める必要性
  - カ 高齢者や女性の賃金が上昇しにくい現状を踏まえ物価上昇率と賃金上昇率はほぼ同じという前提で年金財政を考える必要性

**宮本徹君（共産）**

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
  - ア 軽症者の宿泊療養関係
    - a 都道府県が施設を用意する際の医療従事者の確保に向けた支援内容
    - b 施設を国が迅速に確保する必要性
    - c 施設に協力している国の医療従事者数
    - d 不足する医療従事者を国が確保して療養させる必要性
  - イ 歯科医療機関の減収に対する支援策
  - ウ 収入が減少した医療機関、介護施設、障害者福祉施設に対する支援を拡充する必要性
- (2) 国民年金法等改正案関係
  - ア 一定の前提を置いて65歳から年金を受給する場合と75歳に繰り下げて年金を受給する場合の所得税額、住民税額、後期高齢者医療制度の保険料額及び所得税額等を引いた額が同じになる年齢
  - イ 65歳から受け取る場合と75歳から繰り下げて受け取る場合の満額の基礎年金と年金生活者支援給付金との合計額及び繰り下げて受け取る金額が多くなる年齢
  - ウ 年金受給開始を繰り下げる場合の税や社会保険料の負担増をパンフレットに例示する必要性

**藤田文武君（維新）**

## COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係

- ア 保護者が感染した場合の感染していない子どもの受皿についての厚生労働省の見解
- イ 雇用調整助成金の特例措置関係
  - a 給付額の上限引上げに向けた検討状況
  - b 同一企業内で休業手当の支給割合が異なる場合には低い方に合わせて助成金の支給額が計算されることの確認
  - c 同一企業内で休業手当の支給割合が異なる場合の助成金の支給額の計算方法を見直す必要性
  - d 書類を一層簡略化して事後に厳格に対処する形に改める必要性
  - e 緊急対応期間の延長見込みの有無
  - f 大企業に対する助成率を中小企業と同じ割合に引き上げる必要性
- ウ 放課後等デイサービスや通所介護において電話等による代替的なサービスを利用した場合の利用者負担を免除する必要性
- エ 総合事業における通所型サービスAに係る最低利用時間の制限を緩和する必要性